

第7回たつの市農業委員会総会（6月定例会）議事録

令和6年6月26日（水）午前10時から第7回たつの市農業委員会総会（6月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員 19名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第7回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は19名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、13番岩田きん子委員、14番井上親志委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第2「議案第39号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第39号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が2件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、新宮町■■■■の登記地目・田、現況は田、面積は68㎡です。願い出人は、■■■■、昭和60年頃から住宅敷地及び倉庫の一部として利用し、現在に至っており、この度、戸建住宅の建築にあたり接道とすることから、地目を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成3年撮影の空中写真により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の願い出地は、御津町■■■■の登記地目・田、現況は雑種地、面積は4,670㎡です。願い出人は、■■■■、平成15年頃から、御津西部地区県営ほ場整備事業に伴う農業経営合理化施設用地として事務所・倉庫等が建築され、現在に至っており、この度、御津西部土地改良区へ所有権移転するための地目変更にあたり、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真により、すでに農地ではないことを確認しました。また、担当委員及び事務

に意欲のある譲受人へ譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、譲渡人の営農指導を仰ぎ、必要な農機具も譲渡人からのリースにより耕作するとのことであり、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の申請地は、新宮町 [REDACTED] 外 2 筆の田で、面積は合計 2,346 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は、市外在住で病気のため農地の耕作管理ができず、地域で耕作している譲受人に、農地を譲り受けて欲しいと申し出たところ、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の田で面積は 115 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は、高齢のため農地の耕作管理ができず、隣接地に実家があり、耕作をしている譲受人に譲り渡すことで、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、隣接地で耕作しており、実家に必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の田で面積は 1,000 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]

次に、2 件目の議案番号 11 についてですが、[] 委員に関する案件となりますので、[] 委員には、一時退出をお願いします。
([] 委員 退出)

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

2 件目の申請地は、揖西町 [] の田で、面積は 1,075 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は、高齢で農地の耕作管理が難しいことから、地域で耕作している譲受人に、農地を譲り受けて欲しいと申し出たところ、合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 40 号」、議案番号 11 は、原案のとおり承認することに決しました。

([] 委員 入室)

次に、日程第 4「議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 41 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 2 件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]の田で面積は 18 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は高齢であり、また、申請地が幅 0.3m 延長 60m ほどの狭小地で農地の耕作管理が困難であるため、隣接農地の所有者である譲受人に贈与することで、合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は 1,663 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は、市外在住で高齢のため耕作管理が困難であり、親族で地域で耕作している譲受人に贈与することで、合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は地域で耕作しており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 41 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 2 件でしておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町[REDACTED]の田で、面積は 466 m²、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3－（1））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]
[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、実家近くの親の所有地を使用貸借し、地縁者住宅を建築するものです。

土地の造成期間は令和 6 年 8 月 20 日から 60 日間、住宅の建設期間は令和 6 年 11 月 10 日からとなっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の残高証明書及び実父母からの融資証明書で、必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可及び法定外公共物使用許可申請中でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きは必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は 315 m²、農地区分は集団性のある農地等である第 1 種農地 (1-(1)) ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由 (⑤-5) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、実家近くの親の所有地を使用貸借し、分家住宅を建築するものです。

土地の造成期間は許可後 90 日間、住宅の建設期間は許可後 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可申請中でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 42 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による使用目的の変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 4 件でしておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、龍野町[REDACTED]の田で、面積は 192 m²、農地区分は公共施設から至近距離（おおむね 300m 以内）の第 3 種農地（3－（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、自社の重機等の保管場所のため、道路対側の土地を取得し、露天資材置場及び露天駐車場として整備するものです。土地の造成期間は許可日から 180 日間となっております。必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の残高証明書で、必要な資金が準備できていることを確認しました。また、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、揖保町[REDACTED]の田で、面積は 1,166 m²、農地区分は上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地（3－（1））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、譲渡人に後継者がいないことから譲受け、神事に用いる米を作付けする神饌田として利用するものです。

土地の造成期間等についてですが、神せん田として、米を作付けするため造成等はありません。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の預金残高から、必要な資金が準備できることを確認しました。

また、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の申請地は、揖西町[REDACTED]の田で、面積は 1,370 m²、農地区分は住居等が連たんする区域に近接（おおむね 500m以内）かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満の 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、転用目的は、売電の為に太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 30 日間、施設の建築期間は土地の整備後から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

4 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は 1,072 m²、農地区分は住居等が連たんする区域に近接（おおむね 500m以内）

かつ農地（等）の集団規模 10ha 未満の 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可日から 2 週間以内に開始し 3 日間、施設の建築期間は着工から 20 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 43 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 25 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 6 月 26 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(13 番 岩田きん子委員)

議事録署名委員
(14 番 井上親志委員)